明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○商業登記規則の一部を改正する省令（法務六）　一
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（厚生労働三三）　三
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務四一）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同四二）　七
○高速自動車国道に関する件（国土交通三〇三～三〇六）　八
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁六）　一〇
○都市計画に関する件（北海道開発局二五～二八）　一〇
〔国会事項〕
最高裁判所　一〇
〔人事異動〕
労　働　一〇
〔叙位・叙勲〕
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中国運輸局最低賃金公示二）　一〇
〔褒　賞〕
〔官庁報告〕
官庁
土地家屋調査士懲戒処分、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　二
会社その他　三
〔公　告〕
諸事項　三

省令

○法務省令第六号

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百四十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月七日

法務大臣　古川　禎久

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による登記の申請等） **第百一条**　［略］ ［一～三　略］ 四　電子証明書の使用の廃止の届出 五　電子証明書の使用の再開の届出 六　識別符号の変更の届出 七　電子証明書による証明の再度の請求 八　登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求 2　前項第八号の規定は、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者が提出した印鑑の証明書については、適用しない。 ［3・4　略］ （電子証明書の使用の廃止等の届出の方法） **第百六条の三**　第百一条第一項第四号及び第五号の規定による届出をするには、申請人等は、法務大臣の定めるところに従い、第三十三条の十第一項（第三十三条の十三第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の書面に記載すべき事項に係る情報に第三十三条の四に定める措置を講じたものを送信（第三項において「電子証明書の使用の廃止等の届出に係る書面情報の送信」という。）しなければならない。	（電子情報処理組織による登記の申請等） **第百一条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 四　登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付の請求 2　前項第四号の規定は、後見人である法人の代表者（当該代表者が法人である場合にあつては、当該代表者の職務を行うべき者）又は管財人等の職務を行うべき者として指名された者が提出した印鑑の証明書については、適用しない。 ［3・4　同上］ ［条を加える。］